

発議の概要

発議第2号 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

本市では、水道事業に加え、平成29年4月1日から下水道事業についても地方公営企業法の全部適用とすることに伴い、事業所の名称を「水道事業所」から「みず事業所」に変更します。そのために所要の改正を行うものです。

施行日 平成29年4月1日